

# 企画競争説明書

業務名称：タンザニア国TOD都市開発能力強化支援プロジェクト

調達管理番号：21a01191

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年4月6日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年4月6日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タンザニア国TOD都市開発能力強化支援プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2022年6月～2025年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の12%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の12%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)、

担当者メールアドレス : Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部都市・地域開発グループ第2チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年4月13日 12時
2	質問への回答	2022年4月18日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年4月28日 12時
5	プレゼンテーション	2022年5月12日 10時~12時
6	評価結果の通知日	2022年5月23日
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

#### 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日~2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

## (2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「タンザニア国 TOD 都市開発能力強化支援プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a00690）の受注者（株式会社アルメックVPI）及び同業務の業務従事者

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口  
([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります

ます。JICA 指定様式は下記（２）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）日程参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記４．（３）日程を参照し提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、

JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成にて提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「**タンザニア国TOD都市開発能力強化支援プロジェクト**」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ダルエスサラーム市は人口約537万人（2016年、ダルエスサラーム市マスタープラン2016-2036）を抱えるタンザニア連合共和国（以下「タンザニア」という。）の経済の中心都市であり、直近30年間に概ね年平均5%程度の急成長を遂げており、2040年には1,200万人を超えると予想されている（2018年、JICA「ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト」）。自家用車保有台数も2007年から2017年にかけて2.4倍に増加する等、市内のモータリゼーションが急速に進行しており、幹線道路であるバガモヨ道路では交通量が10年間で3.8倍、キルワ道路では1.8倍に増加しており、交通渋滞が問題となっている。タンザニア政府は、2021/2022年度～2025/2026年度を対象とした第3次5ヶ年開発計画（Five Year Development Plan（第3次FYDP））において、「経済構造転換のための産業育成及び人間開発」を目標に掲げており、競争力のある経済を実現するための都市の渋滞緩和に向けた交通インフラの整備や競争力のある経済を実現するために、公共交通の利便性向上に向けたダルエスサラームでのバス高速輸送システム（以下「BRT」という。）フェーズ2～6の実施を課題として挙げている。

2018年にJICAの支援により策定された「ダルエスサラーム都市交通マスタープラン」（以下、「都市交通MP」という。）では、「公共交通指向型（TOD型）メガシティ」というコンセプトが掲げられ、公共交通指向型開発（Transit Oriented Development：TOD）の考え方のもと、公共交通を中心とした持続可能な都市構造が提案されている。また、2019年にJICAの支援により実施された「ダルエスサラーム都市交通に係る情報収集・確認調査」においても、ダルエスサラーム市内の交通状況と今後の人口増加を考えると、自動車交通を中心とした都市構造から、公共交通を中心とした都市構造へと転換することが必要であり、主要な拠点ターミナルからのフィーダー交通を整備することの重要性も強調されている。

ダルエスサラームの土地利用に関する上位計画は長期にわたって策定されていなかったが、2020年に「ダルエスサラーム市マスタープラン2016-2036」（以下、「都

市開発 MP」という。)が土地居住省により承認された。この都市開発 MP は上述の都市交通 MP も内包されているものとして位置づけられ、ダルエスサラーム市の都市開発の方向性を示し、個別事業を進めていく上での基盤となるものである。しかし、この都市開発 MP では、BRT 沿線を中心とした TOD 推進のアプローチは十分とは言えず、TOD を進める拠点駅を特定し、優先順位やシナリオを決めるための沿線全体の TOD 戦略を描き、今後も人口増加が見込まれるダルエスサラームの持続的な成長に重要な取り組みである沿線開発を促進して開発誘導していくことが鍵となっている。

また、ダルエスサラーム市では計 6 路線の BRT が計画されており、2016 年より BRT フェーズ 1 が運行開始し、高い乗車率で推移している。しかしながら、未だ 1 路線の開業のみであり、複数路線の整備を前提として期待されている市内の交通渋滞の緩和効果は限定的である。現在 BRT フェーズ 2 の建設が進んでいるほか、フェーズ 3~6 計画の検討が進んでいる。しかし、BRT を中心とした全体交通ネットワークと都市開発・土地利用の間での連携が取られておらず、BRT 沿線の公共交通を中心とした街づくりが行われていない。また、BRT からフィーダー交通へのアクセスなど、公共交通の利用促進、利便性向上につながる結節機能に課題がある。なお、都市交通 MP の推進主体と位置付けられていたダルエスサラーム市役所(以下、「旧 DCC 市役所」という。)は 2021 年に解体され、旧イララ区が、解体前と同じ行政界を有したまま、現在のダルエスサラーム区に名称変更している。旧 DCC 市役所が有した広域機能等は移行されていないため、ダルエスサラーム市全体の BRT 沿線を中心とした TOD 戦略については高速交通公社(以下、「DART」という。)が実施機関として推進することとなった。

都市開発・都市交通の関係者間で、TOD を推進し、公共交通の利便性を向上させていくためには、都市開発と都市交通の両方の観点から沿線全体の都市開発に対して包括的かつ戦略的に TOD を展開していくための TOD 戦略を策定することにより、TOD 手法に基づく都市開発の方向性を関係機関で共有し、TOD の実施手順、関係機関の役割分担や利害調整方法を規定した TOD ガイドラインなどの政策ツールの整備、公共交通利用を中心とした交通ネットワーク計画と BRT 駅へのアクセス改善、交通結節点の改善等を必要とする。世界銀行の支援により、BRT フェーズ 1 沿線を対象とした沿線開発戦略が作成されたが、フェーズ 1 沿線の空間計画・土地利用計画手法を中心としたものであり、関係機関が調整して汎用的に各路線で TOD 開発を推進していくための文書とはなっていない。このような課題認識のもと、タンザニア政府はダルエスサラーム市域における BRT 沿線の TOD を推進するための協力を我が国に要請した。

本事業は、ダルエスサラーム市域の BRT 沿線において、TOD の戦略及びガイドライン、関係機関の調整メカニズムの整備を行うことにより、関係機関の TOD の計画・実施に係る能力強化を図り、もって TOD アプローチの促進に寄与するために技術協力プロジェクトを実施する。

### 第 3 条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

TOD 都市開発能力強化支援プロジェクト

#### (2) 対象地域



## ダルエスサラーム市

- (3) 相手国関係者（カウンターパート（C/P）機関）
  - 1) 実施機関：高速交通公社（Dar Rapid Transit Agency：DART）
  - 2) 監督官庁：大統領府地方自治庁（PO-RALG）
  - 3) 関係機関：建設・運輸省（MOWT）、土地住宅省（MOLHSD）、陸上交通規制局（LATRA）、タンザニア道路公社（TANROADS）、都市地方道路局（TARURA）、タンザニア国鉄（TRC）、ダルエスサラーム州事務局（RCO）、ダルエスサラーム市各自治体
- (4) 受益者（ターゲットグループ）
  - 1) 直接受益者：実施機関、関係機関の職員
  - 2) 最終受益者：ダルエスサラーム市の住民
- (5) プロジェクト実施期間  
2022年6月～2025年5月を予定（計36カ月）
- (6) 上位目標  
ダルエスサラーム市で公共交通指向型開発（TOD）アプローチが促進される。
- (7) プロジェクト目標  
ダルエスサラーム市のBRT沿線において、関係機関のTODの計画・実施に係る能力が強化される。
- (8) 期待される成果
  - 成果1：TODの戦略が整備される。
  - 成果2：TODのガイドラインが整備される。
  - 成果3：TOD実施に向けた関係機関の調整メカニズム・方策が整備される。
  - 成果4：TOD手法を用いた計画策定能力が向上する。
- (9) 各成果にかかる活動
  - 【成果1にかかる活動】
  - 活動1-1 既存の沿線開発戦略の内容を踏まえたBRT沿線別及びBRT沿線全体のTOD戦略を策定する
  - 活動1-2 TOD戦略に沿ってBRT駅を選定し、駅周辺開発のコンセプト・デザイン案を策定した上で、TOD促進のために効果的と考えられる場合にはパイロット・プロジェクトを企画・実施する。
  - 活動1-3 関連ドナー・主要事業者等との調整を行い、TODの実施に必要な法的枠組、開発手法等の課題分析を行う
  - 活動1-4 BRT駅周辺のフィーダーサービス等、多様な交通手段との交通結節性（コネクティビティ）からみた課題を分析する
  - 活動1-5 BRT沿線のTOD戦略が適切に反映されるシステムを検討し、提言する
  - 活動1-6 活動1-2で作成したコンセプト・デザインを詳細計画（detailed plan）に反映する
  - 【成果2にかかる活動】
  - 活動2-1 BRTのサービス（利便性、安全性、快適性）から見た課題分析を行い、TODの実施方策を策定する
  - 活動2-2 TOD手法を用いた都市計画・実施のためのガイドライン案を検討する
  - 活動2-3 活動3-1～4-3の改善、教訓、提言を反映させたTOD手法による計画・実施のためのガイドラインを改訂する

#### 【成果3にかかる活動】

活動3-1 TOD手法を用いた計画・実施のための関係者調整メカニズムを都市開発・都市交通の視点から検討し、関係者調整メカニズムに必要な法的枠組の検討や実施体制を構築する

活動3-2 TODを実施する方策（開発計画立案手法、開発・整備手法のメカニズム、実施ツール）を検討し、成果2のガイドラインに反映する

活動3-3 TODを計画・実施する関係者調整メカニズムを運営する

#### 【成果4にかかる活動】

活動4-1 実施機関、地区（municipalities）に対してキャパシティ・アセスメントを実施する

活動4-2 計画策定能力向上のための研修計画を策定し、研修を実施する

活動4-3 実施機関の職員に対して、活動4-2が自主的に行えるように指導者研修（TOT）を実施する

### 第4条 業務の目的

「タンザニア国 TOD 都市開発能力強化支援プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録（Record of Discussions、以下「R/D」という。）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

### 第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 第6条 実施方針及び留意事項

#### (1) TOD 戦略の策定

2020年に承認されたダルエスサラーム市の都市開発マスタープラン（配布資料）では、BRT沿線を中心としたTOD推進のアプローチは十分とは言えず、今後TODを進めていく上では、まずTOD戦略を描き、それに基づき事業を進めていくことが重要である。TOD戦略とは、都市レベルでの開発計画である都市開発MP（2020年）、都市交通MP（2018年）と地区レベルの駅周辺開発をリンクさせ、全てのBRTコリドーの交通網上の拠点、終着駅、結節点等の都市構造を示すための指針を示す。このTOD戦略については、都市全体、並びに各沿線レベルの2階層での策定が望ましい。①BRTフェーズ1～6を含めたダルエスサラーム市全体の広域レベルの戦略、②放射状の整備が予定されているBRTフェーズ1～4それぞれの沿線レベルの戦略である。この戦略の主眼は、TODを進める拠点駅（もしくはコリドー）を特定し、優先順位やシナリオを決め、順次開発を誘導していくことにある。戦略策定にはできる限り既存の資料等を活用し、短期間で戦略を検討・策定し、関係者間の合意を得ていくようなプロセスで進めることが望まれる。

この TOD 戦略の策定にあたっては、世界銀行が 2018 年に作成した BRT フェーズ 1 を対象とした「Corridor Development Strategy (CDS)」との関係性を整理し、CDS を活用しながらも、全体最適化が図れるような戦略の見直しを行っていくこと。また、TOD 戦略の都市開発マスタープランへのフィードバックなど法的な担保を図る方法を検討する。戦略の具体的な目標年次は定めていないが、プロジェクト開始後に BRT の整備状況や他の関連計画の内容を踏まえて協議・合意すること。

また、TOD の概念、都市計画制度・手法（コリドー指定、用途地域指定、容積率、高さ制限等を含む）において、タンザニアの参考になると考えられる他国・都市の事例がある場合は、プロポーザルにおいて具体的に記載すること。

加えて、都市内道路ネットワークや拠点に大きな影響を与える可能性のある開発事業や施設の計画について、現時点で想定できるものについても、必要に応じてプロポーザルに記載すること。

## (2) TOD ガイドラインの策定

成果 2 の活動を通じて策定することを予定している TOD ガイドラインは、ダルエスサラーム市の BRT コリドー開発のための TOD の定義、組織の機能的役割の責任、TOD の計画と実施のプロセス等を記したガイドラインを指し、主な利用者は関連各省庁、自治体、その他公的機関（DART 等）の職員を想定している。TOD ガイドラインの内容の検討にあたっては、世界銀行が CDS の中で作成したガイドラインを基にその内容を最大限活用しつつも、一般的かつ関係者が使いやすい形でガイドラインの目的、関係者の役割、TOD の計画・実施手法、事例や教訓などを含むものとする。TOD ガイドラインは、主としてダルエスサラーム市を対象として、そこでの活動や事例を踏まえて作成するが、タンザニア国内、他都市でも活用できる、汎用性のあるものとする。現時点では TOD ガイドラインの法的位置づけについて明確な方針は示されていないため、本プロジェクトを通じて確認することとする。

## (3) 駅周辺開発コンセプト・デザイン

活動 1-2 において、BRT コリドーの中から選定された 2 駅の駅周辺開発のコンセプト・デザインを行う。なお、本プロジェクトでは成果 1 に係る活動としてコンセプト・デザイン案策定及び下記（4）で説明するパイロット・プロジェクトを実施するが、実際の事業実施（工事含む）は本プロジェクトの活動の対象外で、タンザニア側の責任・費用負担で行う想定である。コンセプト・デザイン案策定の対象駅選定のクライテリアは、ビジネス、商業エリアとしてのポテンシャル、空港や他の交通モードへのコネクティビティ、他の BRT 路線へのコネクティビティ、ハブとしてのポテンシャルであり、加えて、ダルエスサラーム市で TOD を推進する上で実施効果が高く、かつ協力期間内にコンセプト・デザイン案策定を完了するために円滑に取り組める駅、を選定する。現時点で実施機関側から提示されている対象候補駅は別添 1 の通り。対象駅の選定にあたっては、プロセスを関係者間で共有することの重要性も考慮し、TOD 戦略上の位置づけ、現況土地利用、ステークホルダー意向等を踏まえて、取組み優先度の高い駅を検討する。また、選定にあたっては関係者で十分協議し、Joint

Coordinating Committee (JCC) (詳細は下記「(5) プロジェクトの実施体制」参照) で合意すること。

#### (4) パイロット・プロジェクトの扱い

TODを促進する上でより効果的と考えられる場合には、パイロット・プロジェクトを企画・実施する。TODの考え方・方向性のショーケースとしての活動となるよう留意し、住民説明会などの活動を合わせて実施する。具体的には、開発事業(上記(3)で選定した駅を対象とすることも可)における入札支援、またはトランジットモールの創出にあたっての社会実験イベントなどを想定する。ただし、パイロット・プロジェクトは選定される駅によって特徴が異なるため、現時点では内容が未定であり、実施にあたっては契約変更で対応する。

#### (5) プロジェクトの実施体制

プロジェクト体制図は下記図1のとおり。本業務では第3条(3)に記載のとおりプロジェクトの実施機関をDARTとし、プロジェクトチームのもとに組織横断的なテクニカルワーキンググループ(TWG)を設置し、主に技術的な議論、進捗管理等を行う。また、TWGは必要に応じて、開発パートナー、学術団体、NPO、公共交通運営事業者、不動産開発企業等との意見交換を行う。また、課題毎に設置されるサブテクニカルワーキンググループ(Sub-TWG)を通じてトピック別に関係機関の実務レベルと活動・協議を進めることとする。また、TOD推進においては様々な関連機関との調整が必要となるため、PO-RALG次官を議長とするJCCを通じて6か月に1回程度の頻度でプロジェクトの活動について議論、共有し、意思決定を図ることとする。プロジェクト終了後もTODを推進できる実施体制に発展させられるように工夫して協力すること。

現時点でTWGの下に設置される想定のある3つのSub-TWGは以下の通り。

- ① TOD戦略Sub-TWG: 主な組織はMOLHSD、RCO、区自治体、MOWT、DART。TOD戦略のドラフトを行う。
- ② TODガイドラインSub-TWG: 主な組織はMOLHSD、RCO、DART。関係機関であるTANROADS、TARURAや区自治体が必要に応じて参加し、ガイドラインをレビューや必要な助言を行う。
- ③ 駅周辺開発Sub-TWG: 主な組織はDART、RCO、区自治体、LATRA、TRANROADS、TARURA。これらの組織に加え、対象となるBRT駅によっては、民間企業やDaladala等のバス組合等の団体の関与が想定される。

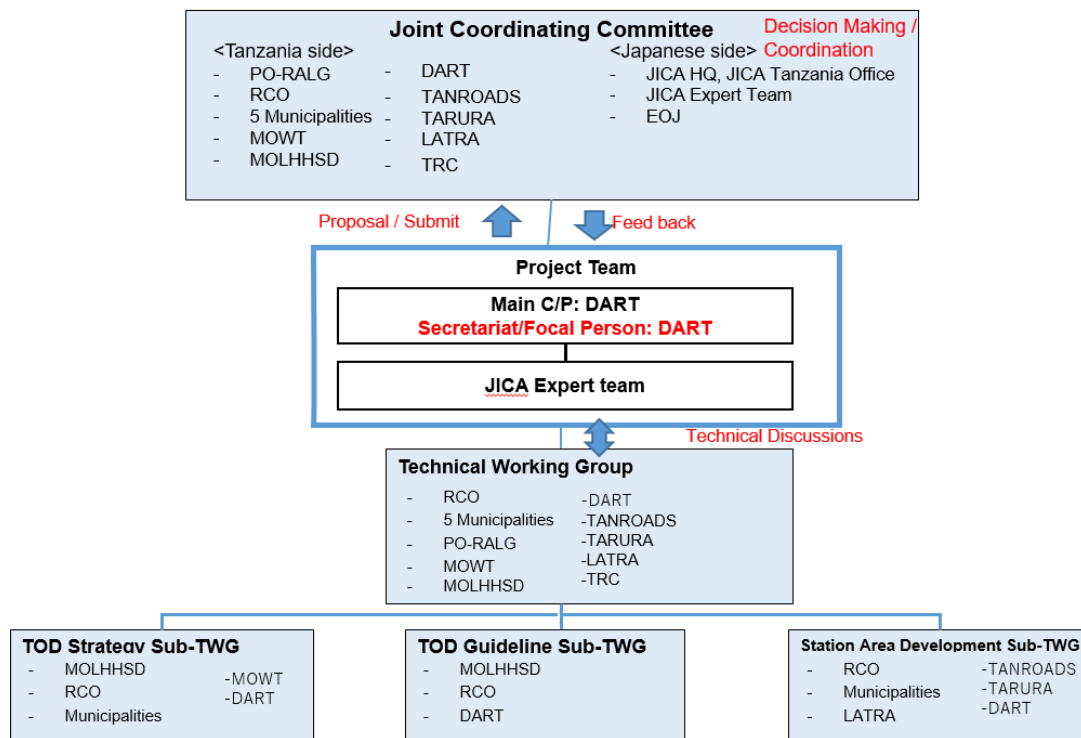


図1：プロジェクト実施体制

(6) 本邦研修・第三国研修・現地国内研修（TODセミナー/ワークショップ）

TODの先進地である本邦での研修に加え、ブラジルのクリチバ、コロンビアのボゴタなどBRT先進事例における第三国研修などをうまく活用しつつ、能力向上を図ることが重要である。その際に、単なる視察で終わらないように、本プロジェクトの活動を通じて認識された課題をもって、他国の事例を本国の実務に適用できるよう、より踏み込んだ研修となるように計画を組むことに留意する。また、第三国研修の実施に当たっては、該当する都市において活動を行う他のJICAプロジェクト（「ブラジル国持続可能な都市開発能力強化プロジェクト」など）や研修との連携やリソースの活用も踏まえて研修を実施する。

本プロジェクトでは、本邦研修、第三国研修及び現地国内研修を次のとおり実施する。本邦研修の目的は日本におけるTODの経験を共有することであり、プロジェクト期間中に2回実施、1回あたりの参加者は14名程度、期間は各2週間程度を想定する。第三国研修の目的は、BRTの先進事例を有する都市におけるTODの先進的な事例を紹介することであり、第三国で1回実施、参加者は14名程度、期間は10日間程度を想定する。現地国内研修（TODセミナー/ワークショップ）の目的は、幅広いステークホルダーが日本及び他国のTODの事例について学び、ダルエスサラーム市においてTODを実施するにあたっての課題を確認するとともに、TOD推進に向けた機運を高めることである。ダルエスサラーム市にある適切な会場（あるいはオンライン）で開催する。現地で5回実施、参加者は各回50名程度を想定する。

本邦研修及び第三国研修の実施に際しては、事前のオンライン講義等の活用も検討し、視察・意見交換の時間を十分に取れるよう配慮するとともに、研修期間中にC/Pに

よるアクションプランが作成されるよう、検討・協議・作成に必要な時間を確保すること。

なお、研修を実施する際は、講師等との連絡調整、謝金支払い等の手続きを行う。当該業務に係る経費に関しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」を参照すること。

上記の研修目的を踏まえ、本邦研修、第三国研修（研修対象の都市含む）及び現地国内研修の具体的な内容（研修内容、研修講師等）についてプロポーザルで提案すること。研修回数については記載の通りであるが、研修の増減の必要があればプロポーザルで理由とともに提案すること。

#### (7) タンザニア側の能力向上

本技術協力プロジェクトは、C/P 機関の能力強化に主眼を置くため、具体的な活動を通じて実績と経験を積むことを重視する。活動 4-1 で実施するキャパシティ・アセスメントの結果も踏まえて、C/P 機関の能力強化の課題を特定したうえで、プロジェクト全体の活動を通じた技術移転の内容、能力強化の内容について検討する。

プロジェクト終了後も C/P 機関が TOD を推進していく上で必要な関係機関の調整・ステークホルダーへの説明や合意形成、アクションの具現化、現状を踏まえた計画の見直し、進捗状況のモニタリング等において、C/P 機関自らが計画・調整機能を果たし、実施促進を行えるようになることを目指す。

従って、業務従事者は、C/P 機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用できるようにしていくプロセスや、C/P 職員の能力強化にかかる目標設定及び指標設定について、十分意識・工夫のうえで取り組むものとする。PDM に記載されている項目は、専門家のサポートを得つつ、C/P 機関が主体となって実施すべき事項であることに留意し、C/P 機関のスタッフと業務従事者との役割分担の検討を行う。また、能力向上に当たっては、C/P 機関を中心に Sub-TWG に属する関係機関にも行っていく。

また、活動を進める中での成果については、関係者間で進捗及び内容を検討する機会を設け、そのような機会を通じて関係者の能力向上を図っていくこと。能力向上や技術移転のポイントについて、技術移転計画としてプロジェクトの開始前後で技術移転の達成度が図れるよう指標化できる評価基準なども含め、プロポーザルにて提案すること。

#### (8) インパクト評価とモニタリング

BRT フェーズ 1 が 2016 年に整備され、今後 2027 年までに順次フェーズ 5 までの BRT 路線が整備される予定となっている。BRT の整備後には、ダルエスサラーム市内の公共交通の様相が大きく変化する。そのような中で、大容量の公共交通ネットワーク整備による市民生活への影響を定量的に検証することが重要である。インパクト評価は、①BRT 整備前後の主に市民生活（経済面、活動面）への影響、②本プロジェクト（TOD の実践）による変化を想定しているが、インパクト評価で着目すべき側面、視点や想定される指標については、プロポーザルにて提案すること。指標はプロジェ

クト開始後3か月を目途に設定し、ベースライン調査を行う。指標の設定については、実施機関とも相談し、合意を得ること。

併せて、本プロジェクトは気候変動対策緩和（副次的目的）に貢献するため、ベースライン調査では下記「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）」緩和策版を活用し、緩和効果（温室効果ガス削減量）を推計する。

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)

#### (9) 国内支援委員会の設置

プロジェクトの実施を通じ、学術的な観点からもプロジェクトの成果を目指したいとの実施機関の意向に基づき、有識者のプロジェクトへの積極的な関与が求められている。本プロジェクトにおいては、日本側において有識者から成る国内支援委員会を設置し、国内支援委員から意見を聴取する予定である。業務従事者は、国内支援委員会において調査方針、報告書案、調査結果等について説明・報告し、支援委員等からの意見を踏まえ、機構の指示に基づき、報告書案の修正等の必要な対応を行う。国内支援委員会の開催時期と頻度については発注者と相談の上、決定すること。

#### (10) 戦略的環境アセスメント（SEA）の実施

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、環境カテゴリ B に指定されている。本プロジェクトの主たる活動は能力強化であるため環境への望ましくない影響は限定的と考えられるが、TODガイドライン策定、パイロット・プロジェクト（コンセプト・プラン策定）にかかる戦略的環境アセスメント（SEA）を行うことを想定する。具体的なTORは別添2の通り。なお、環境社会配慮については現地再委託を認める。

SEA では、環境影響評価の面からのインプットや開発コンセプトに対するステークホルダーからの意見聴取を行う。また、TOD ガイドラインやパイロット・プロジェクトにおいて懸念される環境影響評価の項目（例：人や車両の流入に伴う騒音や交通渋滞、周辺コミュニティの住環境への負荷等）について評価・分析する。

#### (11) 効果的な広報

ダルエスサラーム市で TOD を推進する機運を高められるよう、一般市民を含めた幅広い関係者の TOD に対する理解向上に資する広報活動を積極的に実施すること。

また、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果をタンザニア・日本両国の国民各層、両国内外のドナー関係者等に正しく理解してもらえるような広報にも取り込むこと。具体的には、実施機関である DART は本プロジェクトの内容及び効果について動画などを活用して広く市民に広報を行いたい意向であり、市民に向けたわかりやすい動画等を作成し、広報活動を行う。現地の法律に従い、ドローンなどが活用できる

場合は、活用することも検討するが、現時点では動画作成以外の関連費用は見積もりに含めない。

また、JICA ウェブサイト上にプロジェクトページを立ち上げ、研修やセミナー、JCC 等の取組みについて積極的に広報を行う。JICA ウェブサイトに限らず、C/P 機関のウェブサイトでもプロジェクト概要および進捗等を発信することも検討すること。

#### (12) 開発協力機関との連携

BRT フェーズ 1、3、4 の整備を支援する世界銀行、フェーズ 2 の整備を支援するアフリカ開発銀行 (AfDB)、フェーズ 5 を支援する予定のフランス開発庁 (AFD) は主に BRT に係るインフラ整備を行うこととなっており、TOD の支援については JICA の技術協力と連携することとしているため、密な情報共有・意見交換を行う。なお、BRT の料金徴収システム (ハードウェア、ソフトウェア、コンピューター、ソフトウェア開発含む) については、世界銀行が 2022 年末を目途に導入予定であり、BRT のサービスについての分析を行う際にはその内容や進捗も踏まえること。

#### (13) 公共交通の利便性向上に向けたオペレーション効率化

利便性向上については活動 2-1 で「BRT のサービス (利便性、安全性、快適性) から見た課題分析を行い、TOD の実施方策を策定する」の中で具体的な課題分析、実施方策を検討する。特に、現在の BRT ネットワークは放射線状に計画されており、起点・終点が CBD エリアと郊外部に集中している。課題分析においては、オペレーションの質や全体ネットワークやフィーダー交通を踏まえたルートの設定などを含めた検討を行う。

#### (14) スマート技術や DX の活用

ユーザーの利便性や快適性の向上を目的として、活動 2-1 で「BRT のサービス (利便性、安全性、快適性) から見た課題分析を行い、TOD の実施方策を策定する」及び活動 1-2 「TOD 戦略に沿って BRT 駅を選定し、駅周辺開発のコンセプト・デザイン案を策定する (パイロット・プロジェクト)」においても積極的に取り込んでいくことも検討する。BRT のサービスを向上させるために現時点で想定されるスマート技術や DX の活用についてプロポーザルにて提案すること。

#### (15) インクルーシブな取り組み

都市開発事業や交通計画におけるインクルーシブな取り組みが求められており、ユニバーサルデザインの配慮状況を把握・分析の上で、本プロジェクトで考慮すべきものを検討する。特にジェンダー課題や社会的弱者等のニーズに対して対応するための取組の提案を行う。また、プロジェクト内でのステークホルダー会議等の開催に当たっては、参加者の多様性に考慮し、様々な意見を尊重する。



## (16) プロジェクトオフィス

R/Dに記載のとおり、タンザニア政府側にて、執務室（執務机・椅子や空調等の基本的なオフィス家具を含む）を準備する予定であるが、実施機関である DART のオフィスは現在仮庁舎に入っており、スペースが限られていることから、新オフィスに移転するまでの間は DART のオフィスの近くのプロジェクトルームの借り上げを認める。

## (17) GIS データの活用・取扱い

BRT 沿線における都市開発が重要なコンポーネントであり、沿線の土地の所有状況、利用状況等を把握した上で、TOD 戦略を策定していく必要がある。土地利用状況等については、関係機関が GIS データを所持しているかどうかを確認し、活用可能なものについてはプロジェクトに活用する。プロジェクトを通じて整備した場合の GIS データについては、プロジェクト終了後も関係機関が活用できるように、十分な技術移転を行うと共に、説明書・手順書を添付して引き渡すこと。

## (18) コロナ禍でのプロジェクト実施

新型コロナウイルスの影響を受け、従前のように現地に渡航して業務従事者がプロジェクト活動を実施していくことは厳しい状況が続き、本邦からの遠隔による業務開始の可能性がある。また、現地での活動やタンザニア側関係機関との調整等が重要になってくることから、現地にこれら役割を担う人材を長期で配置する。特に、現地での業務が主となることが想定される業務については、最初の渡航の際に当該団員から指示を行い、ダルエスサラーム市に拠点を置き、経験・知見を豊富に有するローカル人材を活用することとも可能とする。ついては、タンザニア国内の人材との協働体制を強化し、業務従事者の渡航が難しい場合でもプロジェクト活動を継続できるような体制を構築する必要がある。コロナ禍での効果的なプロジェクト実施体制について、業務従事者と現地リソースの役割分担を含めてプロポーザルで提案すること（遠隔で従事しうる実施体制、遠隔を補完する現地側のサポート体制等）。

なお、現地への渡航計画を検討するにあたっては、現地でしか行えない活動を吟味した上で効果的な渡航時期及び回数にするとともに、各滞在の渡航期間を長めに設定する等の工夫を取り入れること。

## 第7条 業務の内容

### (1) ワーク・プラン及び Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査結果等の既存の関連資料・情報等をレビューした上で、詳細なプロジェクト実施内容やスケジュールを検討し、ワークプラン及び Monitoring Sheet Ver. 1 に取りまとめる。内容を先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、6か月おきに先方実施機関と共同で最新版を作成し、JICA タンザニア事務所に提出する。

### (2) JCC の開催

以下の業務を目的に、少なくとも一年に一回（必要に応じて追加開催もあり得る）

の開催頻度でJCCを実施する。JCCの議長は先方監督官庁が務める。

- ① PDMに基づき、P/O及びワークプランを議論し、承認する。
- ② 各成果にかかる方針、計画、進捗、成果、教訓を議論し、承認する。
- ③ 全体の進捗をレビューした上でモニタリングと評価を実施し、必要に応じて計画を修正する。
- ④ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

### (3) 事業完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、事業完了報告書として取りまとめる。同報告書の作成プロセスにおいては、プロジェクト完了時点での目標達成状況や懸案事項を明らかにするとともに、プロジェクト終了後のフォローアップの必要性、協力効果の持続性確保のための留意事項、教訓についても確認する。

### (4) 各成果に向けた活動

本プロジェクトの詳細計画策定調査結果を踏まえ、以下の活動を想定している。競争参加者はプロジェクトの趣旨に鑑みて、各活動のスケジュールや具体的な実施方法の詳細をプロポーザルに提案すること。

#### 【成果1にかかる活動】

活動1-1 既存の沿線開発戦略の内容を踏まえたBRT沿線別及びBRT沿線全体のTOD戦略を策定する

##### <既存のBRT沿線の現況調査>

- ・ BRT沿線の土地所有・利用概況を把握し、GISに反映する。
- ・ 初期調査として、1) 現況土地利用（既往調査のものを活用する） 2) 現況政府保有土地分布図、3) 現況のゾーン土地利用規制（都市計画の用途、建ぺい率、容積率、階数制限等）、4) 道路網図（既存データの幅員・車線数道路網）、5) 上下水道網供給状況図、6) 公共交通網（BRT、鉄道、駅やターミナル（計画含む））等を把握することを想定。本調査は現地再委託による実施も可能。  
※現時点でGISデータは既往調査を通じて作成したものを活用することを想定しているが、必要に応じて現地再委託等を通じてGISデータ整備を行う（必要な経費は別見積もりとする）。
- ・ プロジェクト開始後3か月を目途に第6条（7）で設定したインパクト評価に必要な指標に基づき、ベースライン調査を行う。

##### <TOD戦略（全域）の策定>

- ・ BRTフェーズ1～6を含めたダルエスサラーム市内全域のTOD戦略を検討・策定する。ただし、基本的にはBRT沿線及び結節点を主対象とし、TODを進める拠点駅（もしくはコリドー）を特定し、加えて各駅・コリドーの優先順位やシナリオを決め、順次開発を誘導することを目的とする。検討にあたっては、都市開発MP、都市交通MPとの整合性・相違点（改訂の提案につながる）に留意しながら進める。

##### <TOD戦略（各沿線）の策定>

- ・ BRTフェーズ1～4の沿線レベルのTOD戦略を検討・策定する。フェーズ1～4は、各区自治体（ウブンゴ区、テメケ区、ダルエスサラーム区、キノンドニ区）の境界内を放射状に走ることから、それぞれの区を巻き込みながら戦略策定を行う。支

線や他路線との結節点においては全域のTOD戦略を参照し、必要に応じてフィードバックする。

- ・ なお、これら戦略は、まずは各municipalityレベルのDetail Planに反映すると共に、都市開発MP改訂のタイミングで全体計画に反映することを想定している。その他、反映すべき戦略・文書・計画、反映すべきタイミング等について提案がある場合はプロポーザルにて提案すること。

活動1-2 TOD戦略に沿ってBRT駅を選定し、駅周辺開発のコンセプト・デザイン案を策定する

＜BRT駅の選定＞

- ・ TOD戦略を踏まえて、今後の段階的開発に寄与する駅選定クライテリア及びシナリオを検討する。その上で、プロジェクト期間内で駅周辺開発に優先的に取り組むBRT駅の選定を行う。

＜駅周辺開発のコンセプト・デザインの策定＞

- ・ 都市開発・交通面での空間的・物理的な計画及び概略コスト・財務分析を含むビジネススキームを検討する。2地域（駅）ほどの選定を想定する。対象は駅周辺の500m圏内を基本とするが街区割り等を見極めながら設定する。実際の開発においては開発事業者の意向が重要であることからマーケットサウンディングなどを並行して行い、開発事業者の事業構想を縛ることのないよう計画内容に留意する。また、スマート技術やDX活用の可能性も検討する。

＜パイロット・プロジェクトの企画・実施＞

- ・ TODを促進する上でより効果的と考えられる場合には、パイロット・プロジェクトを企画・実施する。

活動1-3 関連ドナー・主要事業者等との調整を行い、TODの実施に必要な法的枠組、開発手法等の課題分析を行う

＜関連ドナー・学術関係者・不動産事業者等との意見交換＞

- ・ 世界銀行、AfDB、AFDなどの関連ドナーと重要な進捗があったタイミングで情報交換を行う。
- ・ 学術関係機関とは必要に応じて個別ヒアリングや意見交換会などを開催する。不動産開発に関係する業者やデベロッパーなどに対してタンザニア国内並びに必要に応じて周辺地域を含めたマーケットサウンディング等を含めたヒアリングを行い、情報交換を行う。
- ・ TOD戦略及び駅周辺開発計画の立案のための不動産マーケット調査を実施する。本調査の対象はダルエスサラーム市とし、現地再委託で実施することは可能。

＜法的枠組み、開発手法等の課題分析＞

- ・ 関係行政機関へのヒアリング及び既存の各種報告書を通じて、都市開発法、投資法、PPP法などに基づく事業承認、開発許可、建築許可などの法的手続きを明確にしたうえで、課題を分析する。また、ダルエスサラームにて行われている都市開発事業の事業手法、なかでも土地所有者・開発事業者が複数にまたがるような事業における手法（PPP、BOTなど）については事例も少ないことから、関係行政機関、民間業界団体へのヒアリングを通じて手続きの実態や課題を把握・分析する。
- ・ タンザニアにおいて都市計画制度で権利変換型都市開発等の事業用地の確保を促

進める事業手法がない中で、上記の法的枠組みや開発手法の分析結果を踏まえ、TODに係る事業手法の制度化の可能性や現在の法的枠組みでの適用可能性を検討し、提案する。

活動1-4 BRT駅周辺のフィーダーサービス等、多様な交通手段との交通結節性（コネクティビティ）からみた課題を分析する

- ・ 現況調査を通じて、BRTとフィーダーネットワークの接続、BRT各駅の駅前利用状況（歩行者、バス（フィーダーバス、ダラダラ等）、トゥクトゥク（バジャジ）、バイクタクシー（ボダボダ）、タクシー等の停留）の現況把握、課題分析を行う。また、BRT路線の結節点、幹線道路の結節点における歩道橋やフライオーバー等の整備状況・計画などを踏まえて、円滑な交通結節機能の確保のための現況把握、課題分析を行い、必要に応じて関係機関に対し改善提案を行う。また、結果は1-2のコンセプト・デザインの検討に反映する。

活動1-5 BRT沿線のTOD戦略が適切に反映されるシステムを検討し、提言する

- ・ 活動1-1で検討したTOD戦略について、都市計画法体系を所管するMOLHSDへのヒアリング・意見交換を通じて、TOD戦略が法的に担保されるための方策を検討する。本プロジェクト内での反映が難しい場合は、将来的にそれが担保されるためのシナリオを検討し、所管省庁に提言を行う。

活動1-6 活動1-2で作成したコンセプト・デザインを詳細計画（detailed plan）に反映する

- ・ 活動1-2で検討したコンセプト・デザインについて、都市計画法体系に基づく詳細計画の承認機関である各区自治体において詳細計画として承認される法的手続きのための担当機関の支援及び助言を行う。そのために必要な調整、資料作成を行う。
- ・ コンセプト・デザインに関しては、タンザニア環境法制度及びJICA環境ガイドラインに則り、SEA及び環境許認可の要否を確認したうえで、必要な場合はSEAを実施する。なお、SEA実施に当たっては現地再委託を認める。

#### 【成果2にかかると活動】

活動2-1 BRTのサービス（利便性、安全性、快適性）から見た課題分析を行い、TODの実施方策を策定する

＜BRTサービスの課題分析＞

- ・ 現地調査、DART及び運営事業者へのヒアリング、必要に応じた利用者への簡易ヒアリング、または車両へのプローブ等の分析機器の搭載によるデータ取得を通じて、BRTサービス、フィーダーネットワーク、乗り換え利便性に関する現況把握、課題分析を行う。調査に当たっては既往調査で実施している内容等を踏まえて効率的に実施する。
- ・ BRTによる都市交通の改善効果を検討するための項目を定量的に把握する（BRTが提供している輸送サービスレベル、BRTの駅勢圏範囲、効果・便益としての時間短縮、定時性、幹線道路の混雑緩和等の客観・定量的指標及びフィーダーサービスの充実、車内混雑等の改善が期待される項目等）。本交通調査については現地再

委託を認める。

- ・ BRT運行、サービス向上におけるスマート技術やDX活用の可能性も検討する。

#### <TOD実施方策の策定>

- ・ 課題分析結果をもとに、主としてBRT運行管理の向上という視点から、TOD実施方策の検討を行う。

#### 活動2-2 TOD手法を用いた都市計画・実施のためのガイドライン案を作成する

- ・ TODガイドライン案の作成を行う。ガイドラインは、本プロジェクトにおける活動を実施する中で、事前に準備した内容、関係機関に説明し、検討・協議した内容、関係機関と活動した内容、実際に得られた知見・教訓などをとりまとめながら、関係機関とともに作成する。机上で作成するものにならないよう留意し、実際の活動・議論の成果を最大限活用する。

#### 活動2-3 活動3-1～4-3の改善、教訓、提言を反映させたTOD手法による計画・実施のためのガイドラインを改訂する

- ・ 活動2-2で作成したTODガイドライン案を、本プロジェクトの最終段階で改訂して最終化する。改定にあたっては、本プロジェクトを通じて検討した内容や研修結果等も盛り込み、関係機関などからのインプットを促す。
- ・ TODガイドラインの活用方法、法的位置づけについても確認し、プロジェクト終了後も活用されるよう検討する。

#### 【成果3にかかる活動】

#### 活動3-1 TOD手法を用いた計画・実施のための関係者調整メカニズムを都市開発・都市交通の視点から検討し、関係者調整メカニズムに必要な法的枠組や実施体制を構築する

##### <関係者調整メカニズムの検討>

- ・ 各関係機関へのヒアリングを通じて、各組織の所掌・機能・位置づけの把握を行う。その結果及び活動4-1のキャパシティ・アセスメントの結果を踏まえて、TODを適切に計画・運営していくための関係者調整メカニズムを検討する。検討にあたっては、過去の技術協力プロジェクトの実施体制なども参考にする。

##### <法的枠組みや実施体制の構築>

- ・ 各種の活動を進める中での課題や教訓も踏まえて、法的枠組みの変更についての提案や、実施体制の構築支援を行う。DARTがBRT運行だけでなく、TOD（都市開発事業）についても参画できるような法的枠組みの変更の可能性も検討する。

#### 活動3-2 TODを実施する方策（開発計画立案手法、開発・整備手法のメカニズム、実施ツール）を検討し、成果2のガイドラインに反映する

- ・ TODを実施する方策、具体的には開発計画立案手法、開発・整備手法のメカニズム、実施ツールを検討し、成果2のガイドラインに反映する。

#### 活動3-3 TODを計画・実施する関係者調整メカニズムを運営する

- ・ 活動3-1で検討した関係者調整メカニズムに基づき、各種活動において関係者調整メカニズムを運用する。運用をしながら必要な関係者の入れ替えを行うなど柔軟

な対応をしながら運用を進める。

#### 【成果4にかかる活動】

活動4-1 実施機関、地区 (municipalities) に対してキャパシティ・アセスメントを実施する

- ・ C/P機関に対するキャパシティ・アセスメントを実施する。各機関の法的位置づけ、組織構造、所掌・役割・権限、職員数、配布予算・収支、現行事業等について把握する。また、主要関係機関の職員に対するTODの理解度を図るため簡易アンケート調査も実施する。

活動4-2 計画策定能力向上のための研修計画を策定し、研修を実施する

##### <研修計画の策定>

- ・ 活動4-1で行ったキャパシティ・アセスメントの結果を踏まえて、能力開発・技術移転計画を策定する。
- ・ 我が国及び第3国のTOD事例に係る内容、組織・制度などを調査するとともに、タンザニアとの比較分析を行う。事例選定は、本邦研修・第3国研修において実際に視察が可能な都市であるよう留意する。その上で、本邦研修・第3国研修の計画とともに、現地にて実施可能なワークショップ・勉強会・セミナー等（現地国内研修）の開催計画を立案する。勉強会の講師やセミナー参加者には、関係機関・JICA関係者のみならず、学術関係者や他ドナーの参画も想定する。活動4-3の指導者研修の計画も立案する。

##### <研修の実施>

- ・ 研修計画に基づき、本邦研修・第3国研修、現地国内研修（ワークショップ・勉強会・セミナー）を計画的に実施する。現時点の想定では、プロジェクト期間を通じて本邦研修を2回（14名程度）、第3国研修を1回（14名程度）、現地国内研修を最低5回（各回50名程度）で実施する想定である。

活動4-3 実施機関の職員に対して、活動4-2が自主的に行えるように指導者研修（TOT）を実施し、指導者が計画策定能力向上のための研修を実施する

- ・ 実施機関・関係機関の職員に対する指導者研修（TOT）を実施する（3回程度）。そのためには、適切な組織及びその中の指導者人材を選定する（主要組織から選定し、合計10名程度の選定を想定）。研修の実施にあたっては、これらの指導者人材が主な対象となる。また、TODガイドラインの策定においても中核的人材として参画してもらう。
- ・ 活動4-2、4-3の結果を踏まえ、プロジェクト期間を通じた能力開発状況を分析のうえで、課題を整理し、プロジェクト終了後も取り組むべき事項について提言をまとめる。

#### (5) 活動・成果の発信にかかる活動

プロジェクトの早期から活動・成果の発信や市民の理解を促進するための活動として有効と考えられる活動についてプロポーザルにて提案すること。それら内容については実施機関と協議・合意の上実施する必要があることから別見積もりとする。

## 第8条 報告書等

### (1) 作成・提出する報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における中間成果品はMonitoring Sheet Ver. 4、最終成果品は事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力作成資料等を添付するものとする。なお、各報告書の記載項目（目次案）は執筆前に発注者と確認すること。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	業務締結後から10営業日以内	和文:2部(簡易製本)、 電子データ
ワークプラン	業務開始から約1ヶ月後 (第1回JCCでのワークプラン 承認後)	英文:2部(簡易製本)、 電子データ
Monitoring Sheet Ver. 1	2022年7月 (契約締結後、約1か月)	英文(電子データ)
Monitoring Sheet Ver. 2	2022年12月 (契約締結後、約6か月)	英文(電子データ)
Monitoring Sheet Ver. 3	2023年6月 (契約締結後、約12か月)	同上
Monitoring Sheet Ver. 4	2023年12月 (契約締結後、約18か月)	同上
Monitoring Sheet Ver. 5	2024年6月 (契約締結後、約24か月)	同上
Monitoring Sheet Ver. 6	2024年12月 (契約締結後、約30か月)	同上
事業完了報告書 (Project Completion Report)	2025年5月 (契約終了時) ※案件終了3か月前にC/Pと報 告書(案)を作成し、JICAに提 出すること。	和文:3部(製本)及び 電子データ 英文:10部(製本)及 び電子データ
業務完了報告書	2025年5月 (契約終了時)	和文:2部(簡易製本)、 電子データ

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（ホッチキス止め可）とする。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月）を参照する。

### (2) 技術協力作成資料

受注者が直接もしくは受注者がC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、Monitoring Sheetに添付して提出することとする。また、事業完了報告書提出時には、資料一式を別冊として提出することとする。

- 1) TOD戦略（成果1で作成するもの）
- 2) TODガイドライン（成果2で作成するもの）
- 3) パイロット・プロジェクト計画資料（成果2で作成するもの）
- 4) 研修教材（セミナー/ワークショップの資料含む）

### (3) コンサルタント業務従事月報

業務従事者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 業務フローチャート
- 3) 活動に関する写真、動画（必要に応じ）

### (4) 主要な報告書以外の提出物

#### 1) 議事録等

JCCやその他のC/Pとの主要な会議、各報告書説明・協議については、実施後に議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5営業日程度のうちに議事録を作成しJICAに提出する。

#### 2) 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

#### 3) プロジェクト紹介パンフレット

プロジェクト期間中にプロジェクト紹介パンフレット（A3サイズ2枚程度）を作成し、電子データをJICAに提出する。データ形式及び提出時期はJICAと協議の上決定する。

#### 4) プロジェクト広報素材

プロジェクト期間中にプロジェクトの広報素材を作成し、電子データをJICA に提出する。データ形式及び提出時期はJICAと協議の上決定する。

#### 5) GISデータ一式

プロジェクトを通じて整備したGISデータ一式はC/P機関に引き渡すと共に、プロジェクト終了時にJICAに提出する。（業務完了報告書の電子データに含める。）

#### 6) 交通調査データ

プロジェクトを通じて収集した交通データ一式はC/P機関に引き渡すと共に、プロジェクト終了時にJICAに提出する。（業務完了報告書の電子データに含める。）

#### 7) デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提



出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象地域の現状や都市課題が把握できるもの、②C/Pや現地の住民と協働での活動の様子が把握できるものとし、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

- 写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用が想定している。
- 広報用に一般公開する写真については肖像権に問題がないことが条件となるため、提出に際して、被写体となる人物全員からの撮影・掲載許可の取得状況についても明示すること。（イベントやセミナー等における全体写真のように、大人数を対象に撮影する際には、被写体となる人物に対して、撮影を開始する旨や撮影された写真の使用目的、使用方法及び公表の有無等について告げるとともに、被写体となることに差し障りがある方には被写体から外れてもらうよう促す。）
- 提出時期：プロジェクト中間及び終了時点
- 形式：JPEGファイル
- 枚数：プロジェクト期間全体を通じ50枚程度

#### (5) その他

その他、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

#### (6) 報告書等の仕様及び作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書は、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保し、その内容を的確に簡潔に記述すること。また、外国文についても当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を行い、読み易いものとする。
- 2) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に提出し承諾を得ること。
- 3) 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- 4) 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- 5) 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- 6) 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行い、C/Pへの広範囲な技術移転、技術蓄積を図るよう留意すること。

(特記仕様書案の別紙)

### プロポーザル作成にて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、業務量を大幅に超える提案を行う場合を含め、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	TODの概念、都市計画制度・手法において、タンザニアの参考になると考えられる他国・都市の具体的な事例	第6条 実施方針及び留意事項 (1)TOD 戦略の策定 (P. 11)
2	都市内道路ネットワークや拠点に大きな影響を与える可能性のある開発事業や施設の計画について、現時点で想定できるもの(必要に応じ)。	第6条 実施方針及び留意事項 (1)TOD 戦略の策定 (P. 11)
3	本邦研修、第三国研修(研修対象の都市含む)及び現地国内研修の具体的な内容(研修内容、研修講師等)	第6条 実施方針及び留意事項 (6)本邦研修・第三国研修・現地国内研修(TOD セミナー/ワークショップ) (P. 14)
4	能力向上や技術移転のポイントと評価基準	第6条 実施方針及び留意事項 (7)タンザニア側の能力向上 (P. 14)
5	インパクト評価で着目すべき側面、視点や想定される指標	第6条 実施方針及び留意事項 (8)インパクト評価とモニタリング (P. 14)
6	スマート技術やDXの活用	第6条 実施方針及び留意事項 (14)スマート技術やDXの活用 (P. 16)
7	コロナ禍での効果的なプロジェクト実施体制	第6条 実施方針及び留意事項 (18)コロナ禍でのプロジェクト実施 (P. 17)
8	プロジェクトの各活動のスケジュールや具体的な実施方法	第7条 業務の内容 (4)各成果に向けた活動 (P. 18)

9	TOD 戦略策定の進め方	第 7 条 業務の内容 (4) 各成果に向けた活動 (P. 19) 【成果 1 にかかる活動】 <TOD 戦略 (各沿線) の策定>
10	プロジェクトの活動・成果の発信や市民の理解を促進するための活動	第 7 条 業務の内容 (5) 活動・成果の発信にかかる活動 (P. 22)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
類似業務：公共交通指向型開発
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙1「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／公共交通指向型開発
- 都市交通計画・管理
- 都市デザイン・交通結節施設計画

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 29.25 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／公共交通指向型開発）】

- ① 類似業務経験の分野：公共交通指向型開発
- ② 対象国及び類似地域：全開発途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：都市交通計画・管理】

- ① 類似業務経験の分野：都市交通計画・管理
- ② 対象国及び類似地域：全開発途上国
- ③ 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：都市デザイン・交通結節施設計画】

- ① 類似業務経験の分野：都市デザイン・交通結節施設計画
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年6月に業務を開始し、2025年5月をもって業務を完了することとする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約63.5月（現地：56.5人月、国内7.0人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／公共交通指向型開発（2号）
- ② 都市交通計画・管理（2号）
- ③ 都市デザイン・交通結節施設計画（3号）
- ④ 組織・制度・能力向上
- ⑤ 法制度
- ⑥ PPP事業計画・ビジネススキーム
- ⑦ スマート技術・データ分析
- ⑧ ガイドライン・規制手続き
- ⑨ 土地利用・GIS
- ⑩ 環境社会配慮
- ⑪ 研修計画・管理

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 土地現況調査、GIS整備
- 不動産マーケット調査
- 交通調査
- 環境社会配慮（SEA）

(4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- タンザニア国 TOD 都市開発能力強化支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- Dar es Salaam City Master Plan 2016-2036
- プロジェクト要請書
- 基本合意文書 (R/D)

#### 2) 公開資料

- ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト  
[https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_416\\_12319331.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12319331.html)  
[https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_416\\_12319356.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12319356.html)  
[https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_416\\_12319364.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12319364.html)
- Tanzania - Dar es Salaam Metropolitan Development Project: BRT Phase 1 Corridor Development Strategy (Vol. 4) : Executive Summary  
<https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/708411554468893171/executive-summary>
- Dar es Salaam Metropolitan Development Project: BRT Phase 1 Corridor Development Strategy : Volume 1 - CDS Vision and Strategy 2018-2032 (English)  
<https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/177291555088043879/volume-1-cds-vision-and-strategy-2018-2032>
- タンザニア国 ダルエスサラーム都市交通改善能力向上プロジェクトフェーズ2プロジェクト業務完了報告書  
[https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_416\\_12305413.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12305413.html)
- タンザニア国 ダルエスサラーム都市交通改善能力向上プロジェクトプロジェクト業務完了報告書  
[https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_416\\_12249439.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12249439.html)

#### (5) 対象国の便宜供与

基本合意文書 (R/D) に基づくものとする。

#### (6) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICA に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所、在タンザニア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別紙2

「プレゼンテーション実施要領」により業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別紙2を参照してください。

#### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

##### （1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

##### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

1) 旅費（航空賃）

2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

5) その他（以下に記載の経費）

➤ 本邦研修に係る経費

➤ 第三国研修に係る経費

➤ 現地再委託を可としている以下の業務に係る経費

・ 土地現況調査、GIS整備

・ 不動産マーケット

・ 交通調査

・ 環境社会配慮

➤ オフィス賃料（1年分）

➤ 活動・成果の発信に係る活動費用

##### （3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

##### （4）外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

以上

別紙1：プロポーザル評価表

別紙2：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

(別紙1)

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	0	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／公共交通指向型開発</u>	<b>(21)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(-)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(5)</b>	<b>(10)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>都市交通計画・管理</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	2	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>都市デザイン・交通結節施設計画</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	



## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

### 1. 実施時期：第1章 4. (3) 日程参照

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

#### ① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

#### ② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上